

第二自治会だより R8年1月号

のぞみ野第二自治会エリアにお住まいの皆様へ

令和8年1月17日
第二自治会会長：苅谷文介

080-3004-8886

dai2kaichou@gmail.com

1. 自治会長の初夢

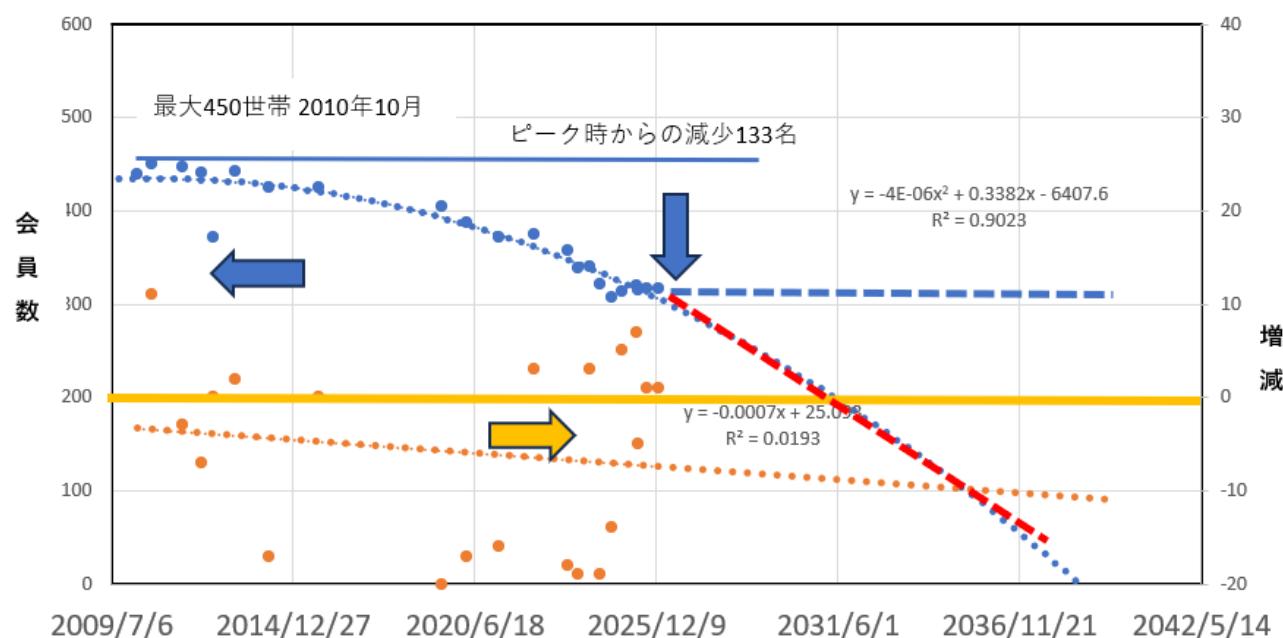
○年後にこんな自治会になっているとイイナ！

下のグラフは2009年からの自治会員の推移を示しています。現在のぞみ野第二自治会エリアには634名の世帯があり、自治会加入率は丁度50%となっています。

(参考データ：袖ヶ浦市全体の自治会加入率は令和5年度で57%。10年で10%減少)

新規入居者の加入減、従前からの住民の死亡・施設入居による退会、既存自治会員の退会等により自治会員の数(図中の●印)は漸減しています。このまま推移すれば2035年に会員数は100名、2037年頃には消滅の運命が待っています。

自治会員推移と予測



こんな自治会長の危機感が次のような初夢を見せてくれました。

★従来の一部住民だけの自治会から完全脱皮。全住民=自治会員の体制が実現する。

★★自治会費は個人負担なしで、すべて市の補助金（市政協力費）で賄う。

★★★毎月の回覧、班長会が無くなる。HP、LINEで見る。

★★★★役員は毎年交代せず、ある程度固定化したメンバーに有償で運営を委託する。

★★★★★どうしても各戸配布が必要なものは外部に委託する。

①何とか頑張って加入者を増やし、**青い破線**のように現状維持するか。②何もせず**赤い破線**のように自然消滅を待つか。③発想を転換して住民全てが自治会員になるか。決断の時期は近づいています。

何らかの理由で退会された方々、自治会加入に消極的だった方々に再考をお願いするとともに、住民=自治会員の実現を目指しましょう。

2. カラス対策ゴミ集積箱の精算

支払い完了後の退会・入会について

これまでカラス対策ゴミ集積箱の設置後に、自治会加入・退会があった場合は、差額の支払いおよび返還をしておりました。令和7年12月の班長会で、今後は支払い完了以降の徴収・払い戻しは行わないことに決めましたのでお知らせします。

なお新規に入居される場合は、ゴミステーション利用届を提出し、そこにカラス対策ゴミ集積箱が設置されている場合は従来通り当該地区の利用者が払った金額を徴収します。